



目次

規 則	ページ
◎高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第45号

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年高知県規則第153号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第4条」を「一第4条」に、「高齢者向け優良賃貸住宅」を「高齢者向け優良賃貸住宅等」に改める。

第1条中「及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」を「、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」に、「省令」という。）を「省令」という。）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第1条第5号に規定する事業等を定める省令（平成21年<sup>厚生労働省</sup>令第2号）」に改める。

第3条を次のように改める。

（登録の申請手続）

第3条 省令第1条の3第1項の申請書には、同条第2項各号に掲げる図書のほか、別記第1号様式による申告書を添えなければならない。

2 法第8条第1項の規定により高齢者円滑入居賃貸住宅の変更の登録の申請をするときは、別記第2号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

（登録の消除の申請手続）

第3条の2 法第15条第1号の規定により登録住宅の登録の消除の申請をするときは、別記第3号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第4条第1項中「申請を行おうとする者は、別記第3号様式」

を「指定登録機関の指定の申請をするときは、別記第4号様式」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定登録機関は、法第20条第2項の規定により変更の届出をするときは、別記第5号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

第4条第3項中「法」を「指定登録機関は、法」に、「認可を受けようとする指定登録機関は、別記第5号様式」を「登録事務規程の認可を受けようとするときは、別記第6号様式」に改め、同条第4項中「法」を「指定登録機関は、法」に、「許可を受けようとする指定登録機関は、別記第6号様式」を「登録事務の休廃止の許可を受けようとするときは、別記第7号様式」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 高齢者向け優良賃貸住宅等

第5条の見出し中「変更」を「変更の認定の申請」に改め、同条中「認定を受けようとする認定事業者は、別記第7号様式」を「供給計画の変更の認定を受けようとするときは、別記第8号様式」に改める。

第6条の見出し中「供給計画認定申請書等の」を「供給計画の認定の申請等に係る」に改め、同条中「に規定する申請書及び前条に規定する申請書には、」を「の申請書及び前条の申請書には、省令第11条第2項各号及び第3項各号に掲げる図書のほか、別記第9号様式による」に、「賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長の別記第8号様式による」を「高齢者向け優良賃貸住宅の所在地の市町村長の」に改める。

第8条の見出し中「募集方法」を「公募の方法」に改め、同条第1項中「第18条第1項」を「第18条」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同項第1号中「新聞折込みちらし」を「新聞折り込みちらし」に改め、同条第2項を削る。

第9条第2項中「2分の1を超えない」を「戸数の」に改める。

第10条の見出し中「管理業務者」を「高齢者向け優良賃貸住宅の管理業務者」に改め、同条第5号中「賃貸住宅」を「高齢者向け優良賃貸住宅」に、「の社会福祉法人」を「に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）」に改め、同条第6号を次のように改める。

（6） 高齢者向け優良賃貸住宅の管理を業務として行う医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人（以下「医療法人」という。）で、別表第1に掲げる基準に該当するもの  
第10条に次の1号を加える。

（7） 高齢者向け優良賃貸住宅の管理を業務として行う法人（前各号に掲げる法人を除く。）で、原則として宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許（以下「宅地建物取引業の免許」という。）を有し、かつ、別表第

1に掲げる基準に該当するもの  
第10条の次に次の2条を加える。

（高齢者居宅生活支援施設の施設管理業務者の基準）  
第10条の2 省令第26条の3の知事が定める基準に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 前条第1号から第4号までに掲げる者
- （2） 高齢者居宅生活支援施設の管理を業務として行う社会福祉法人で、別表第2に掲げる基準に該当するもの
- （3） 高齢者居宅生活支援施設の管理を業務として行う医療法人で、別表第2に掲げる基準に該当するもの
- （4） 高齢者居宅生活支援施設の管理を業務として行う法人（前3号に掲げる法人を除く。）で、原則として宅地建物取引業の免許を有し、かつ、別表第2に掲げる基準に該当するもの  
（社会福祉法人等に対する支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の賃貸の承認の申請）

第10条の3 法第35条の2の規定に基づき社会福祉法人等に対する支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の賃貸の承認を受けようとするときは、別記第10号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第11条の見出し中「承認」を「承認の申請」に改め、同条中「基づく承認を受けようとする認定事業者は、別記第10号様式」を「基づき高齢者向け優良賃貸住宅の目的外使用の承認を受けようとするときは、別記第11号様式」に改める。

第12条第1項中「に係る次の」を「及び高齢者居宅生活支援施設に係る次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

- （1） 高齢者向け優良賃貸住宅の入居の状況に関する事項
- （2） 高齢者向け優良賃貸住宅の入居者の公募に関する事項
- （3） 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃等の受領に関する事項
- （4） 高齢者向け優良賃貸住宅の管理業務者及び高齢者居宅生活支援施設の施設管理業務者に関する事項
- （5） 高齢者居宅生活支援施設において行われる高齢者居宅生活支援事業に関する事項
- （6） 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

第12条第2項中「よる報告は、別記第11号様式によるものとする」を「より報告をするときは、別記第12号様式による報告書を知事に提出しなければならない」に改める。

第13条の見出し中「承継」を「承継の承認の申請」に改め、同条中「基づく承認を受けようとする者は、別記第12号様式」を「基づき認定事業者の地位の承継の承認を受けようとするときは、別記第13号様式」に改める。

第15条の見出し中「変更」を「変更の認可の申請」に改め、同条中「よる認可を受けようとする認可事業者は、別記第13号様式」を「より事業の変更の認可を受けようとするときは、別記第

14号様式」に改める。  
 第16条の見出し中「申入れ」を「申入れの承認の申請」に改め、同条中「基づく承認を受けようとする認可事業者は、別記第14号様式」を「基づき終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を受けようとするときは、別記第15号様式」に改める。  
 第17条の見出し中「承継」を「承継の届出手続等」に改め、同条第1項中「よる届出は、別記第15号様式によるものとする」を「より認可事業者の地位の承継の届出をするときは、別記第16号様式による届出書を知事に提出しなければならない」に改め、同条第2項中「基づく承認を受けようとする者は、別記第16号様式」を「基づき認可事業者の地位の承継の承認を受けようとするときは、別記第17号様式」に改める。  
 第18条の見出し中「廃止」を「廃止の届出手続」に改め、同条中「よる届出は、別記第17号様式によるものとする」を「より事業の廃止の届出をするときは、別記第18号様式による届出書を知事に提出しなければならない」に改める。  
 別表及び別記様式を次のように改める。

**別表第1（第10条関係）**  
 高齢者向け優良賃貸住宅の管理業務者の基準

法人の種類別	項目	基準
社会福祉法人	賃貸住宅等の管理の経験	高齢者向け優良賃貸住宅、社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「賃貸住宅等」という。）の管理を3年以上行っていること。ただし、組織体制、人員構成等から判断して、これと同等な管理能力を持つと知事が認めた場合は、この限りでない。
	経営の内容	最近5年間に、社会福祉法、老人福祉法、宅地建物取引業法等の法令に違反していないこと。
	賃貸住宅等の管理業務に関する体制	1 事業所の所在地が県内であり、迅速な管理上の処理を行うことができること。 2 賃貸住宅等の管理業務に関する専門の体制を有し、管理戸数に対応した相当数の人員を有すること。 3 賃貸住宅等に係る次に掲げる管理業務をすべて行うことができること。 (1) 入居者の募集に関する業務 (2) 賃貸借契約の締結及び更新に関する業務 (3) 賃料、共益費等の改定及び収納に関する業務 (4) 入居者の未納金の催促及び徴収に関する業務 (5) 賃貸住宅等の維持管理に関する業務
医療法人	賃貸住宅等の管理の経験	賃貸住宅等の管理を3年以上行っていること。ただし、組織体制、人員構成等から判断して、これと

		同等な管理能力を持つと知事が認めた場合は、この限りでない。
	経営の内容	最近5年間に、医療法、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法、老人福祉法、宅地建物取引業法等の法令に違反していないこと。
	賃貸住宅等の管理業務に関する体制	1 事業所の所在地が県内であり、迅速な管理上の処理を行うことができること。 2 賃貸住宅等の管理業務に関する専門の体制を有し、管理戸数に対応した相当数の人員を有すること。 3 賃貸住宅等に係る次に掲げる管理業務をすべて行うことができること。 (1) 入居者の募集に関する業務 (2) 賃貸借契約の締結及び更新に関する業務 (3) 賃料、共益費等の改定及び収納に関する業務 (4) 入居者の未納金の催促及び徴収に関する業務 (5) 賃貸住宅等の維持管理に関する業務
宅地建物取引業の免許を有する法人	賃貸住宅等の管理の経験	賃貸住宅等の管理の経験に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。ただし、組織体制、人員構成等から判断して、これと同等な管理能力を持つと知事が認めた場合は、この限りでない。 1 賃貸住宅等の管理を3年以上行っていること。 2 賃貸住宅等をおおむね100戸以上管理していること。
	経営の内容	1 最近5年間に、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、宅地建物取引業法等の法令に違反していないこと。

	2 自己資本の額が300万円以上であること。
賃貸住宅等の管理業務に関する体制	<p>1 事業所の所在地が県内であり、迅速な管理上の処理を行うことができること。</p> <p>2 賃貸住宅等の管理業務に関する専門の体制を有し、管理戸数に対応した相当数の人員を有すること。</p> <p>3 賃貸住宅等に係る次に掲げる管理業務を、自社又は当該業務の委託を受ける自社の管理会社等ですべて行うことができること。</p> <p>(1) 入居者の募集に関する業務</p> <p>(2) 賃貸借契約の締結及び更新に関する業務</p> <p>(3) 賃料、共益費等の改定及び収納に関する業務</p> <p>(4) 入居者の未納金の催促及び徴収に関する業務</p> <p>(5) 賃貸住宅等の維持管理に関する業務</p>

別表第2（第10条の2関係）  
高齢者居宅生活支援施設の施設管理業務者の基準

法人の種別	項目	基準
社会福祉法人	施設等の管理の経験	高齢者居宅生活支援施設又は賃貸住宅等（以下「施設等」という。）の管理を3年以上行っていること。ただし、組織体制、人員構成等から判断して、これと同等な管理能力を持つと知事が認めた場合は、この限りでない。
	経営の内容	最近5年間に、社会福祉法、老人福祉法、宅地建物取引業法等の法令に違反していないこと。
	施設等の管理業務に関する体制	<p>1 事業所の所在地が県内であり、迅速な管理上の処理を行うことができること。</p> <p>2 施設等の管理業務に関する専門の体制を有し、施設等の規模に対応した相当数の人員を有すること。</p> <p>3 施設等に係る次に掲げる管理業務をすべて行うことができること。</p> <p>(1) 利用者の募集に関する業務</p> <p>(2) 賃貸条件型サービスの提供に関する契約の締結及び更新に関する業務</p> <p>(3) 利用料等の改定及び収納に関する業務</p> <p>(4) 利用者の未納金の催促及び徴収に関する業務</p> <p>(5) 施設等の維持管理に関する業務</p>
医療法人	施設等の管理の経験	施設等の管理を3年以上行っていること。ただし、組織体制、人員構成等から判断して、これと同等な管理能力を持つと知事が認めた場合は、この限りでない。

	経営の内容	最近5年間に、医療法、介護保険法、社会福祉法、老人福祉法、宅地建物取引業法等の法令に違反していないこと。
宅地建物取引業の免許を有する法人	施設等の管理業務に関する体制	<p>1 事業所の所在地が県内であり、迅速な管理上の処理を行うことができること。</p> <p>2 施設等の管理業務に関する専門の体制を有し、施設等の規模に対応した相当数の人員を有すること。</p> <p>3 施設等に係る次に掲げる管理業務をすべて行うことができること。</p> <p>(1) 利用者の募集に関する業務</p> <p>(2) 賃貸条件型サービスの提供に関する契約の締結及び更新に関する業務</p> <p>(3) 利用料等の改定及び収納に関する業務</p> <p>(4) 利用者の未納金の催促及び徴収に関する業務</p> <p>(5) 施設等の維持管理に関する業務</p>
	施設等の管理の経験	施設等の管理を3年以上行っていること。ただし、組織体制、人員構成等から判断して、これと同等な管理能力を持つと知事が認めた場合は、この限りでない。
	経営の内容	<p>1 最近5年間に、国土利用計画法、宅地建物取引業法等の法令に違反していないこと。</p> <p>2 自己資本の額が300万円以上であること。</p>
	施設等の管理業務に関する体制	<p>1 事業所の所在地が県内であり、迅速な管理上の処理を行うことができること。</p> <p>2 施設等の管理業務に関する専門の体制を有し、施設等の規模に対応した相当数の人員を有す</p>

ること。  
 3 施設等に係る次に掲げる管理業務を、自社又は当該業務の委託を受ける自社の管理会社等ですべて行うことができること。  
 (1) 利用者の募集に関する業務  
 (2) 賃貸条件型サービスの提供に関する契約の締結及び更新に関する業務  
 (3) 利用料等の改定及び収納に関する業務  
 (4) 利用者の未納金の催促及び徴収に関する業務  
 (5) 施設等の維持管理に関する業務

**別記**

**第1号様式**（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申告者 住所  
 氏名 ㊟  
 （法人の場合は、主たる事務所の所  
 在地、名称及び代表者の職・氏名）  
 電話番号

高齢者円滑入居賃貸住宅登録申告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の規定により登録を申請する賃貸住宅に係る賃貸借契約の内容について、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第3条第1項の規定により次のとおり申告します。

賃貸住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
賃貸住宅の戸数	登録申請対象戸数 戸（全体戸数 戸）
賃貸人の氏名又は名称	
賃貸人の住所	
賃貸借契約の内容に係る申告事項（どちらかを○で囲んでください。）	
1 契約書に賃貸借契約である旨が明記されている。	適 ・ 不適
2 賃貸借の対象となる専用部分が明確な契約となっている。	適 ・ 不適
3 賃借人の合意なしには賃貸借の対象となる専用部分の変更ができない契約となっている。	適 ・ 不適
4 賃貸借の対象となる部分に対する賃料に相当するものが明確であり、かつ、賃貸借契約に含まれるサービスについて過度でない契約となっている。	適 ・ 不適

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

**第2号様式**（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

高齢者円滑入居賃貸住宅変更登録申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第1項の登録を受けたいので、同法第8条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

賃貸住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
賃貸人の氏名又は名称	
賃貸人の住所	
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
変更年月日	年 月 日
変更があった事項	変更の内容
	(変更前) (変更後)
賃貸住宅の入居者の家賃その他賃貸の条件に関する事項について変更があったときは、次のとおり賃貸借契約の内容について申告してください（どちらかを○で囲んでください。）。 1 契約書に賃貸借契約である旨が明記されている。 適 ・ 不適 2 賃貸借の対象となる専用部分が明確な契約となっている。 適 ・ 不適 3 賃借人の合意なしには賃貸借の対象となる専用部分の変更ができない契約となっている。 適 ・ 不適 4 賃貸借の対象となる部分に対する賃料に相当するものが明確であり、かつ、賃貸借契約に含まれるサービスについて過度でない契約となっている。 適 ・ 不適	

- 注 1 変更後の内容について、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則別記様式第1号の別紙に準じて作成し、添えてください。  
2 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第1条の3第2項各号に掲げる図書（変更に係るものに限り、）を添えてください。  
3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

**第3号様式**（第3条の2関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

登録住宅登録削除申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第15条第1号の規定により、次のとおり登録住宅の登録の削除を申請します。

登録住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
賃貸人の氏名又は名称	
賃貸人の住所	
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 第4号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊤  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

## 指定登録機関指定申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条第1項の指定登録機関の指定を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定を受けようとする者の氏名 又は名称	
指定を受けようとする者の住所 又は主たる事務所の所在地	
登録事務を行う事務所の所在地	電話番号
行おうとする登録事務の範囲	
登録事務の開始予定年月日	年 月 日

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 登記事項証明書
  - (2) 定款
  - (3) 前年度の事業報告書及び収支決算書
  - (4) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - (5) 次に掲げる事項を記載した書類
    - ア 役員の氏名及び略歴
    - イ 組織及び運営に関する事項
    - ウ 事務所の所在地（すべての事務所について記載してください。）
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 第5号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名 ㊤  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

## 指定登録機関変更届出書

次のとおり変更しますので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第20条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

変更する事項	変更の内容	
	(変更前)	(変更後)
変更予定年月日	年 月 日	

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 登記事項証明書
  - (2) 定款
  - (3) 次に掲げる事項を記載した書類
    - ア 組織及び運営に関する事項
    - イ 事務所の所在地（すべての事務所について記載してください。）
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 3 変更しようとする日の2週間前までに届け出てください。

## 第6号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊤  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

## 登録事務規程（変更）認可申請書

別添の登録事務規程について高齢者の居住の安定確保に関する法律第22条第1項の規定による認可を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第4条第3項の規定により申請します。

- 注 1 認可を受ける登録事務規程（変更の場合は、新旧対照表を含みます。）を添えてください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 第7号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊤  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

## 登録事務休廃止許可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第26条第1項の規定により登録事務の休廃止について許可を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第4条第4項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定登録機関の名称	
指定登録機関の住所	
登録事務を行う事務所の所在地	電話番号
登録事務の全部若しくは一部の 休止又は廃止の別	
休止予定期間又は廃止予定年月 日	
休止又は廃止の理由	
事務引継の予定年月日	年 月 日

- 注 1 休止又は廃止の理由を証明することができる書類を添えてください。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

**第8号様式**（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
( 法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名 )  
電話番号

高齢者向け優良賃貸住宅供給計画変更認定申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第33条第1項の規定により供給計画の変更の認定を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第5条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定事業者の氏名又は名称			
認定事業者の住所又は主たる事務所の所在地			
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号		
変更後の供給計画	別添のとおり		
変更内容の概要	変更前		
	変更後		
変更理由			

- 注 1 変更後の供給計画については、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則別記様式第2号の別紙に準じて作成し、添えてください。  
 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第2項各号及び第3項各号に掲げる図書（変更に係るものに限ります。）を添えてください。  
 3 高齢者向け優良賃貸住宅供給計画（変更）認定申請に係る意見書（別記第9号様式）を添えてください。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

**第9号様式**（第6条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 ㊟

高齢者向け優良賃貸住宅供給計画（変更）認定申請に係る意見書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第30条第1項の規定に基づく供給計画（第33条第1項の規定による供給計画の変更）の認定の申請に対する意見については、次のとおりです。

(意見)					
賃貸住宅等の概要	認定申請者の氏名又は名称				
	認定申請者の住所又は主たる事務所の所在地				
	賃貸住宅の位置（住居表示又は地名地番）				
	賃貸住宅の戸数	認定申請対象戸数	戸（全体整備戸数	戸）	
	高齢者居宅生活支援施設の位置（住居表示又は地名地番）				
	高齢者居宅生活支援施設の規模				
	高齢者居宅生活支援事業の内容				
	設置場所の用途地域等	都市計画区域内（市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ その他） ・ 都市計画区域外 用途地域名（ ）			
	賃貸住宅の需要の有無				
	周辺環境の適否				
	市町村の補助の有無	整備費補助	有 ・ 無	家賃減額費補助	有 ・ 無
	供給計画の変更の場合は、変更内容の概要				

**第10号様式**（第10条の3 関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 <sup>㊤</sup>  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅賃貸承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第35条の2の規定に基づき社会福祉法人等に対する支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の賃貸について承認を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第10条の3の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定事業者の氏名又は名称			
認定事業者の住所又は主たる事務所の所在地			
認定年月日及び認定番号	年	月	日 第 号
支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の位置（住居表示又は地名地番）			
認定支援施設において高齢者居宅生活支援事業を行う社会福祉法人等（賃借人）	氏名又は名称及び代表者の職・氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
社会福祉法人等に賃貸しようとする住戸の概要	認定戸数		
	賃貸戸数		
	賃貸住戸番号		

- 注 1 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 賃貸しようとする住戸及び認定支援施設の配置を示す図面
  - (2) 賃借しようとする者が高齢者の居住の安定確保に関する法律第35条の2に規定する要件に該当する者であることを証明することができる書類
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

**第11号様式**（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 <sup>㊤</sup>  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

高齢者向け優良賃貸住宅目的外使用承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第36条第1項の規定に基づき高齢者向け優良賃貸住宅の目的外使用について承認を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第11条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定事業者の氏名又は名称				
認定事業者の住所又は主たる事務所の所在地				
認定年月日及び認定番号	年	月	日 第 号	
高齢者向け優良賃貸住宅の位置（住居表示又は地名地番）				
目的外使用をしようとする理由				
目的外使用しようとする住戸の概要	認定戸数			
	目的外使用戸数			
	目的外使用住戸番号	床面積	居住室数	空き室になっている期間

- 注 1 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 目的外使用をしようとする住戸の配置を示す図面
  - (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第18条の規定による入居者の公募を行ったことを証明することができる書類
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第12号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

報告者 住所  
 氏名 ㊟  
 （法人の場合は、主たる事務所の所  
 在地、名称及び代表者の職・氏名）  
 電話番号

高齢者向け優良賃貸住宅等管理状況報告書

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第12条第1項の規定により、高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者居宅生活支援施設の管理の状況について別紙のとおり報告します。

認定事業者の氏名又は名称	
認定事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
高齢者向け優良賃貸住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
高齢者居宅生活支援施設の位置（住居表示又は地名地番）	

- 注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
 2 供給計画に高齢者居宅生活支援施設が含まれていない場合は、高齢者居宅生活支援施設に関する記載は必要ありません。

別紙

1 賃貸住宅について

(1) 住棟ごとの構造等

住棟番号	戸数	住宅の構造	住宅の建て方
計			

(2) 住戸ごとの規模等

住棟番号	住戸番号	床面積 (㎡)	居住室数	家賃 (円)

(3) 入居の状況等

住戸番号	入居の有無	入居期間	入居者の人数	入居者の年齢	受領家賃月額 (円)	備考
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				

- 注 1 認定を受けたすべての住戸について記載してください。  
 2 入居者に入れ替わりがあった場合は、入居者ごとに記載してください。  
 3 「入居者の年齢」欄は、その住戸に入居しているすべての入居者の年齢を記載してください。  
 4 「受領家賃月額」欄は、入居者から毎月受領すべき月額を記載し、家賃を減額し

ている場合は、減額後の月額を記載してください。

5 「備考」欄は、退去者への敷金の返納状況その他必要な事項を記載してください。

(4) 入居者の公募の状況

公募の日時及び期間	公募の方法	入居申込期間	募集戸数	申込戸数	入居戸数
	<input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> 新聞折り込みちらし <input type="checkbox"/> ポスター又はパンフレット <input type="checkbox"/> テレビジョン <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> その他( )	～			
	<input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> 新聞折り込みちらし <input type="checkbox"/> ポスター又はパンフレット <input type="checkbox"/> テレビジョン <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> その他( )	～			
	<input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> 新聞折り込みちらし <input type="checkbox"/> ポスター又はパンフレット <input type="checkbox"/> テレビジョン <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> その他( )	～			
	<input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> 新聞折り込みちらし <input type="checkbox"/> ポスター又はパンフレット <input type="checkbox"/> テレビジョン <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> その他( )	～			
計					

注 1 行った公募ごとに記載してください。

2 新聞等の書面で公募を行った場合は、その書面の写しを添えてください。

(5) 賃貸住宅の管理業務者

氏名又は名称	
--------	--

所在地	主たる事務所	
	当該賃貸住宅の管理を行う事業所	

注 認定事業者が自ら管理を行っている場合は、記載を省略することができます。

2 高齢者居宅生活支援施設について

(1) 規模並びに構造及び設備（加齢対応構造等であるものを含みます。）

--

(2) 高齢者居宅生活支援事業の内容及び高齢者居宅生活支援施設の種類の種類

高齢者居宅生活支援事業の内容	
高齢者居宅生活支援施設の種類の種類	<input type="checkbox"/> 介護関連施設（政令第1条第1号又は第2号） <input type="checkbox"/> 食事サービス施設（省令第1条第1号） <input type="checkbox"/> 生活相談施設（省令第1条第3号） <input type="checkbox"/> 健康維持施設（省令第1条第4号） <input type="checkbox"/> 交流施設（省令第1条第6号） <input type="checkbox"/> 総合生活サービス窓口施設（省令第1条第7号） <input type="checkbox"/> その他（政令第1条第3号若しくは第4号又は省令第1条第2号若しくは第5号）

注 「政令」とは高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令を、「省令」とは高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第1条第5号に規定する事業等を定める省令をいいます。

(3) 高齢者居宅生活支援施設において高齢者居宅生活支援事業を行う者

氏名又は名称及び代表者の職・氏名	
住所又は主たる事務所の所在地	

注 認定事業者が自ら高齢者居宅生活支援事業を行っている場合は、記載を省略することができます。

(4) 高齢者居宅生活支援施設の施設管理業務者

氏名又は名称	
所在地	主たる事務所
	当該高齢者居宅生活支援施設の管理を行う事業所

注 認定事業者が自ら管理を行っている場合は、記載を省略することができます。

## 第13号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

## 認定事業者地位承継承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第38条の規定に基づき認定事業者の地位の承継について承認を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定事業者の氏名又は名称	
認定事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
高齢者向け優良賃貸住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
高齢者居宅生活支援施設の位置（住居表示又は地名地番）	
地位を承継する者の氏名又は名称	
地位を承継する者の住所又は主たる事務所の所在地	
地位を承継する理由	
一般承継人となった時期又は権原を取得した時期	

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 認定事業者との関係を証明する書類
  - (2) 一般承継人となったこと又は権原を取得したことを証明することができる書類
  - (3) 高齢者向け優良賃貸住宅の管理業務者及び高齢者居宅生活支援施設の施設管理業務の同意書
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 第14号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

## 終身賃貸事業変更認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第60条第1項の規定により終身賃貸事業の変更の認可を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第15条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
変更後の事業の内容	別添のとおり
変更内容の概要	変更前
	変更後
変更理由	

- 注 1 変更後の事業の内容については、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則別記様式第3号の別紙に準じて作成し、添えてください。
- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第60条第2項各号に掲げる図書（変更に係るものに限り。）を添えてください。
  - 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

**第15号様式**（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊞  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第62条第1項の規定に基づき終身建物賃貸借の解約の申入れについて承認を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第16条の規定により次のとおり申請します。

認可事業者の氏名又は名称		
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地		
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号	
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）		
解約の申入れの対象となる賃借人	住戸番号	賃借人の氏名
解約の申入れの理由		

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

**第16号様式**（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名 ㊞  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

認可事業者地位承継届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第71条第1項の規定により認可事業者の地位を承継しましたので、同条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
地位を承継した者の氏名又は名称	
地位を承継した者の住所又は主たる事務所の所在地	
地位を承継した理由	
一般承継人となった時期	

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 認可事業者との関係を証明する書類
- (2) 一般承継人となったことを証明することができる書類
- (3) 認可住宅の管理業務者の同意書

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

**第17号様式**（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

## 認可事業者地位承継承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第71条第3項の規定に基づき認可事業者の地位の承継について承認を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第17条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
地位を承継する者の氏名又は名称	
地位を承継する者の住所又は主たる事務所の所在地	
地位を承継する理由	
権原を取得した時期	

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 認可事業者との関係を証明する書類
- (2) 権原を取得したことを証明することができる書類
- (3) 認可住宅の管理業務者の同意書

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

**第18号様式**（第18条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名 ㊟  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

## 終身賃貸事業廃止届出書

終身賃貸事業を廃止しますので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第74条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
事業を廃止する理由	

- 注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
2 事業の認可の効力は、届出が受理された日から将来に向かって失われます。

**附 則**

この規則は、平成22年5月19日から施行する。